

平成 16 年 6 月 7 日

日本スポーツ仲裁機構
機構長 道垣内 正人 様

(財) 日本ソフトボール協会
会 長 山 崎



仲裁条項採択について<回答>

拝啓

時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、平成 16 年度第 1 回理事会におかれまして、議決されましたことを御報告申し上げます。

なお、承認内容につきましては、当分の間、下記<例文>を機関決定することにとどめ、今後、本会諸規則への条文化が必要と判断される場合は、改めて理事会に諮りスポーツ仲裁に関する規則を設置いたしますことを併せて御報告させていただきます。

敬具

<例文>

「(財) 日本ソフトボール協会の競技またはその運営に関して行った決定に対する不服申立ては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。」